

平成22年度 事業計画書

平成22年4月1日から平成23年3月31日

1. 基本方針

我が国では近年、人口の減少・高齢化、地球環境問題などを背景として、拡散型都市構造からコンパクトな集約型都市構造への転換が求められている。その中で、再開発事業は市街地整備の重要な手段であり、再開発の専門家の活躍による都市の再生、地域の活性化等への取り組みが期待されている。一方、社会情勢の大きな変化や厳しい経済状況が続く中で、再開発事業をはじめとする市街地整備にも影響を与えているところである。

このような都市再開発を巡る状況の中で、再開発に携わる専門家に対する社会的ニーズをしっかりと受け止め、再開発コーディネーターが、再開発をリードする専門家としての地歩を一層確固としたものにする必要がある。

当協会は本年度で設立25周年を迎えるが、再開発コーディネーターがこれまで以上に幅広い経験の蓄積、知識・技術の研鑽、人的ネットワークの形成が図れるように努めるとともに、再開発制度のあり方についての研究を進め、積極的に提言・情報発信を行い、優れた後継者の獲得・育成を図ることとする。

また、マンションの建替え・耐震改修の推進について実施体制の充実を図るほか、地方都市等の中心市街地活性化を支援するための事業展開を図るなど、再開発専門家の新しい活動領域の開拓に積極的に取り組む。

更に、公益法人制度改革への対応や今後の当協会のあり方について引き続き検討を行うこととする。

2. 総括的事項

- (1) 総務委員会に設置された会員拡大部会において、入会を促進するための計画的な取り組みを引き続き強力に推進する。
- (2) 中期的な見通しに立った財政運営を図り、事務・事業の的確かつ効率的な執行と経費の節減に努める。
- (3) 公益法人制度改革について、平成21年度末の中間報告を踏まえ、当協会の対応方針の策定に向けて、引き続き公益法人制度改革対応部会で検討を進める。
- (4) 「新たな再開発のあり方に関する提言」についてフォローアップ活動を進める。
特に、街並み・景観研究部会の活動を進め、これまでの成果のとりまとめを行う。
- (5) 会員が再開発事業の実務に携る中で直面している法制度や補助制度に係る問題点や課題等について提言・要望事項としてとりまとめ、関係方面に働きかける。

3. 一般事業

- (1) 情報サービス
 - 1) 「会員名簿」を作成し、会員に配布する。
 - 2) 「再開発コーディネーター通信」を編集し、会員及び関係機関等に配布する。
 - 3) 会報「再開発コーディネーター」を編集・発行し、会員に配布するとともに、関係機関

や団体に寄贈する。

- 4) 会員等から寄せられた研究論文を取りまとめ、理論誌「再開発研究」を発行し、会員に配布するとともに、関係機関や団体に寄贈する。
- 5) 会員相互の親睦、情報交換等の交流を図るため、「新春情報交換会」と「法人賛助会員情報交流会」を開催する。
- 6) 協会ホームページの内容を逐次更新する。また、「会員ホット情報」の充実等、有意義かつ迅速な情報提供を行うことによりアクセス数の増加を図るとともに、他団体とのリンク拡大に努める。
- 7) 会員のメールアドレスの登録を促進し、情報提供及び情報交換を適時行い、協会と会員間の迅速かつ的確な意思疎通を図る。
- 8) 全国で会員の携わっている再開発プロジェクト情報を集計し、会報に公表する。

(2) 業務基準等

- 1) 再開発事業を取り巻く状況の変化を踏まえ平成 21 年度にとりまとめたコーディネータ業務に関する標準的業務量について活用を検討する。
- 2) 「組合施行市街地再開発事業に於けるコーディネータ業務契約指針」について機会を捉え一層の普及・活用を図る。

(3) 調査研究

- 1) 会員のニーズ等を踏まえ、各研究部会において必要なテーマごとに調査・研究を行う。
- 2) 関係機関等からの受託調査研究についても積極的に取り組む。
- 3) 各研究部会の活動成果、各種研究成果等を「調査研究年報」としてとりまとめ、会員等へ情報提供する。

(4) 研修・講習会

- 1) 専門技術者養成のための「再開発事業基礎講座（入門編・総合コース・実技コース）」、「再開発コーディネーター養成講座」、「再開発事業事務局員養成講座」を実施する。
- 2) 新たな技術・ノウハウ等をテーマにした技術研究会を開催する。
- 3) 再開発の諸制度等に関わる説明会、講習会等を適宜企画・開催する。
- 4) 再開発プランナー更新講習と併せて再開発事業関係説明会を開催する。また、URCA マンション建替えアドバイザー更新研修と併せてマンション建替え事業関係説明会を開催する。
- 5) 企業や団体からの依頼により、再開発事業に係わる知識・技術についての研修会等を実施する。
- 6) 国内の視察研修を適宜企画実施する。
- 7) (社)全国市街地再開発協会との共催により欧州の再開発事情視察団を派遣する。

(5) 国際交流

- 1) 欧米、アジア諸国等の再開発制度・事例等に関する調査研究を行い、その成果を会員及び関係機関に提供する。
- 2) 友好・交流団体である中国都市計画学会、都市更新研究発展基金会（台湾）及び韓国鑑定院との情報交流を進めるなど再開発に係る海外の団体や専門家との国際交流ネットワークの構築に努める。

(6) 刊行物等発行

- 1) 再開発プランナー試験受験者等の利便に供するため「逐条都市再開発法」、「再開発関係法令集」を編集・発行する。
 - 2) 「再開発マニュアル」の改訂版を発行する。
- (7) 地域での協会活動の推進等
- 1) 北海道、東北、東京、名古屋、関西及び九州のQの会が行う情報交換及び研修会等に必要の助成を行う。また、協会及びQの会相互の交流を図るため、代表幹事会を開催する。
 - 2) 東京Qの会等と連携し、若い世代を中心にした情報交換会等である「若手まちづくりフォーラム in TOKYO」を開催する。

4. 再開発プランナー資格審査・証明事業

(1) 再開発プランナー試験、登録、更新講習

- 1) 東京と大阪で再開発プランナー筆記試験を実施し、実務経験審査申込者について実務経験審査を行い、審査合格者について再開発プランナー登録を行う。
- 2) 更新対象者に対する更新講習を札幌、仙台、東京、名古屋、大阪及び福岡で行う。

(2) 再開発プランナー名簿の作成・配布

再開発プランナー登録者名簿を広く地方公共団体等に配布するとともに、協会ホームページ上での検索システムを運営する。

(3) 再開発プランナー制度の普及・PRと再開発プランナー活用の促進

再開発プランナー制度について専門紙・誌等を通じて普及・PRに積極的に取り組むとともに、引き続きその活用促進に向けた取り組みを進める。

また、再開発プランナー受験者等、再開発分野への新規参入を促進するため、大学等への講師派遣を行う「ようこそ再開発ワールドへ」制度を引き続き実施する。

5. まちづくり支援事業

(1) URCA マンション建替えアドバイザー登録制度

- 1) URCA マンション建替えアドバイザーの新規登録研修を実施し、修了者について登録を行う。

また、更新研修を再開発プランナーの更新講習の時期に合わせて実施し、修了者について更新登録を行う。

- 2) URCA マンション建替えアドバイザー名簿を広く地方公共団体等へ配布するとともに、協会ホームページ上での検索システムを運営する。

- 3) URCA マンション建替えアドバイザー制度について専門紙・誌等を通じて普及・PRに積極的に取り組むとともに、引き続きその活用促進に向けた取り組みを進める。

(2) マンション建替え相談業務

- 1) 東京及び大阪のマンション建替え相談室を中心に、北海道・東北・東海・九州の「マンション建替えアドバイザーネットワーク」組織と協力し、全国で窓口相談、建替えアドバイザーの紹介等の業務を行う。

- 2) 東京等でマンション建替え・耐震改修に関するセミナーを開催するとともに、マンション建替え・耐震改修相談会を開催する。併せて、関連団体との連携を図り、関連団体が開催するセミナーに講師を派遣する等支援を実施する。

- 3) 「早わかりマンション建替え—マンション建替えの仕組みとアドバイザーの仕事—」及び「～成功事例に学ぶマンション建替え～コンサルタントと事業協力者の活用」を管理組合、マンション居住者等に広く配布する。
 - 4) 協会ホームページ上でマンション建替え相談業務を公開するなど、インターネット、マスコミ等を通じて協会のマンション建替え・耐震改修相談業務の広報を行い、普及を図る。
 - 5) 全国各地でマンション居住者を支援するため、自治体主導で作られつつある専門家団体のネットワーク等に参加する。
- (3) マンション建替え・耐震改修に関する調査・研究等
- 1) 「マンション建替え事業におけるコーディネート及びコンサルティング業務に関する業務基準及び標準的業務量」について、一層の普及・活用を図る。
 - 2) URCA マンション建替えアドバイザー等を対象に、専門技術向上のための講習会を実施する。
 - 3) 現行制度の課題については法制度改正を含めた対応方策を検討する。
- (4) 大震災等復興支援
- 大震災等の災害発生時に的確な緊急支援活動を行うことができるよう、緊急時の支援体制の確認を目的とした大震災等支援本部員会議を開催する。
- (5) まちづくり相談
- 地方公共団体や地域のまちづくり組織からの初動期のまちづくり相談に積極的に協力する。
- (6) 防災まちづくり学習支援
- 関係する専門家団体と協力して設立した「防災まちづくり学習支援協議会」を母体に、登録している「子どもまちづくり学習アドバイザー」を活用した活動を進める。
- 併せて、防災まちづくり学習支援の今後の在り方等も検討を行う。
- (7) 専門家派遣制度への対応
- 1) (独)中小企業基盤整備機構や(独)都市再生機構、地方公共団体等への専門家斡旋に取り組む。
 - 2) 全国各地域へのまちづくりアドバイザー派遣事業を引き続き実施する。
- (8) 街なか《通り再生》プログラム事業
- 1) 「街なか《通り再生》プログラム事業」の本格的実施に向けて、必要な協会の支援体制を整え、地方公共団体、中心市街地活性化協議会、まちづくり組織等関係各方面に広く周知し、参加を促進する。
 - 2) プログラム実施のためのテキストに基づき、実験地区等で事業の試行を継続して行う。
 - 3) 事業内容について、事業試行地区からのフィードバック等に基づく検討を進め、プログラムの充実を図るとともに、必要なツールの作成等を行う。
- (9) URCA まちづくり企画支援事業
- 地域の活性化、まちづくりなどを継続的に行っている団体等の活動を支援する「URCA まちづくり企画支援事業」を実施する。

6. 高山英華事業

高山英華基金の果実を運用し、以下の表彰を行う。

(1) 都市再開発高山賞

再開発コーディネーター表彰及び再開発専門分野表彰について、広く募集し選考の上表彰する。

(2) 優秀論文賞

理論誌「再開発研究」に掲載された論文の中から優秀な論文を選考し表彰する。